

南インド洋漁業協定

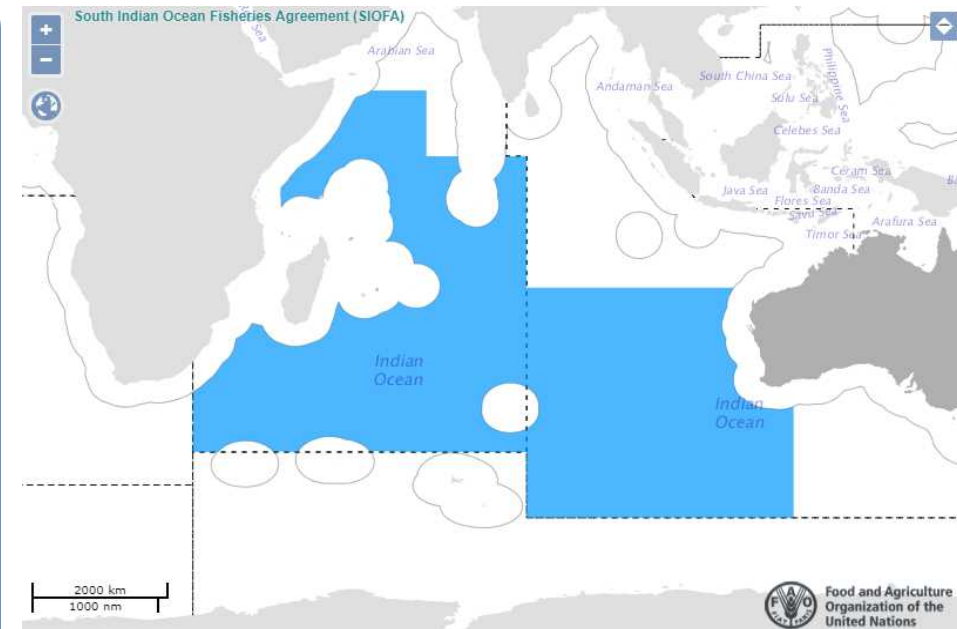
(Southern Indian Ocean Fisheries Agreement: SIOFA)

令和4年9月
経済局漁業室

概要

- **目的**
南インド洋の公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること並びに協定の締約国であり対象水域に隣接する開発途上国のニーズを考慮して、同水域における漁業の持続可能な発展を促進すること。
- **設立条約**
南インド洋漁業協定 Southern Indian Ocean Fisheries Agreement
- **発効**
2012年6月21日(我が国について効力発生:2014年7月17日)
- **機能**
 - 対象水域における漁業資源の長期的な持続可能性を確保するために必要な保存管理措置を作成し、採択すること。
 - 保存管理措置の遵守を確保するため、漁獲活動の監視、規制及び監督に関する規則及び手続を作成すること。
- **締約国等(11)**
日本、豪州、中国、クック諸島、レユニオン(フランス海外領土)、モーリシャス、セーシェル、韓国、タイ、台湾、EU
- **事務局所在地**
レユニオン(フランス海外領土)
- **対象魚種**
キンメダイ、メロ、オレンジラフィー等の協定適用水域におけるすべての漁業資源。ただし、かつお・まぐろ類等の高度回遊性魚種、大陸棚の定着性種族を除く。
- **保存管理措置**
 - 底魚漁業の規制(操業海域規制等)
 - 底魚資源の管理措置(一部海域におけるメロの漁獲上限等)
 - 公海乗船検査(他国漁船に乗船して検査を実施)
- **その他**
我が国の漁船は、本協定水域においてキンメダイ及びメロを目的とした漁業を行っており、底引き網漁船1隻、底はえ縄漁船1隻が操業している。

協定適用水域



主な魚種の我が国漁獲量(単位:t)

	キンメダイ	メロ
2011年	612	0
2012年	296	0
2013年	1,265	5
2014年	452	0
2015年	2,396	0
2016年	1,977	0
2017年	2,052	11
2018年	1,366	0
2019年	1,667	0
2020年	1,056	0

出典: SIOFA